

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第14回）議事要旨

1 日時

令和8年1月16日（火）9時30分から11時30分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館5階共用C会議室・オンライン（ハイブリッド開催）

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小林いずみ	オムロン株式会社 社外取締役
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

（政府側）

小野田紀美	経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
鈴木 隼人	内閣府副大臣
林 幸宏	内閣府審議官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）

三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定社会基盤役務担当）
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
井上 哲郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特許出願非公開担当）
高橋 文武	内閣参事官

#### 4 議事概要

##### (1) 鈴木副大臣冒頭挨拶

- ・ 委員の皆様方におかれては、本日は御多用の中、第14回経済安全保障法制に関する有識者会議に御参加いただき、感謝申し上げます。
- ・ 経済安全保障推進法の改正に向けて、昨年は11月の第12回会議以降、約2か月という短期間に、検討会合を含めれば計4回の会議を開催いただき、活発な御議論を頂いた。改めて感謝申し上げます。
- ・ 本日は、これまでの有識者会議及び検討会合における皆様の御議論に基づく提言骨子（案）について御議論いただくと聞いている。政府としては、引き続き委員の皆様方の御意見を踏まえて、経済安全保障推進法の検討を進めてまいりたい。本日も闊達な御議論のほどよろしくお願ひ申し上げます。

##### (2) 事務局説明（経済安全保障推進法改正に関する提言骨子（案））

事務局より、提言骨子概要の内容について説明。

##### (3) 自由討議

- 医療DXについて。今回、支払機構の業務、あるいは医業・歯科医業を基幹インフラ制度の対象とするという点について異論はない。他方、これまでの我が国における医療DXを振り返ってみると、進んでいるというよりは遅れがちな部分があったのではないかと思う。そういう意味で、これを機会に、医療DXをしっかりと進めていくということ、政策的にも強力に後押ししていくべきだと思う。サイバー攻撃を懸念してDX化を遅らせる、あるいは被害の拡大を防ごうとしてデータを逆につなげないようにすることで逆に医療DXが進まなくなるといったことがないように、また、医療DXが進まないことの口実にならないように、しっかり注視していくべき。
- 海外事業の展開支援について。今後、我が国の経済成長を考えてみても、ますます海外展開を活発化しなければならない中において、政府が支援をすることが民間側のモラルハザードを引き起こし、逆に政府に頼ってしまうことがないようにしなければならない。とりわけ、諸外国が国家として企業を支援することに対して、我が国もしっかり我が国の企業をサポートする必要があることは全く間違いがない。その意味で、事業をしっかり見極めながら、こうした海外展開をしっかり進めていただければと思っている。
- 経済安全保障の課題についての検討をよくまとめていただいております、提言骨子（案）の内容に賛成したい。

- データセキュリティのように議論が尽きていない問題もあり、更なる検討やアップデートは絶えず続けていく必要がある。また、国際情勢の変化を踏まえると、今後は支援策に加えて規制策を導入せざるを得ない局面が増えていくと予想している。その中では、引き続き、透明性や運用面での予見可能性を確保しながら、経済活動の自由を重んじた仕組みづくりをしていく必要があるのではないかと。
  
- 大変よく整理していただいた。特にサプライチェーンの強靱化について、施策がどういった視野で、また、目的意識の下で行われてきたのか、あるいはこれから行われていくのかについて、非常に分かりやすく整理していただいたと思う。これを基にして、特定重要物資だけに焦点を合わせるのではなく、物資に関連付けた供給の仕組みに対してもきちんと目配りをしていく、そして、それに対してしっかりした政策と対応をしていくことが大変よく分かった。全体として、政策がより強化されていくのではないかと考えている。

後半では、特に事前の対応について、非常に多くの関連する事業者や金融関係者を含め、いろいろな方の連携や協力を踏まえるということを書き込んでいただいている。また、中小企業やスタートアップ企業に対してもきちんとした目配りがされており、とても良い内容だと思う。
  
- 医療に関して、特定機能病院を前提とするという点についてよく整理いただいている。この分野については、先ほど他の委員から御意見があった医療DXと同様に、全体としてより基盤を強化していく必要があると感じているため、これが政策の良い呼び水になることを期待している。
  
- 全体として、データセキュリティについてはまだ議論する点が残っていると感じているが、その他の点について異論はない。
  
- 全般的に、非常によくまとめていただいている。サプライチェーンについて、今まで随分議論を重ねてきたが、その議論が生かせるような運用をしていただきたいと思う。
  
- 基幹インフラについて、今回、医療そのものが重要な社会インフラであるという認識の下、特に病院経営がサステナブルになるための政策を打っていただかないと、病院が抜けてしまうということも起きかねない状況になっている。その政策をどのように作り込んでいくかという点が重要。

また、医療DXについて申し上げますと、今は電子カルテが十分供用されるようになっておらず、医療を進めていく上では、電子カルテだけでなく、その関連情報も組み込まれるような仕組みを作らなければ、コストばかりかかる医療にならざるを得ない。その点

の議論も重要。例えば、内閣府のSIPにおいても、その点については注力しており、そういうものがこの議論に入るような仕組みをつくっていただきたい。

- 海外事業の展開支援は、先ほども話があったが、極めて重要な話。今回見直し予定の第7期科学技術・イノベーション基本計画の中に「戦略的な科学技術外交の推進」という言葉が入る予定と聞いている。ぜひ在外公館やJETRO等と一緒に海外展開していけるような仕組みを考えていただければ、まさに海外展開を実質化することになるのではないかと。また、日本の中だけでなく海外に進出・展開していくベンチャーをどのように支援していくかも考えていく必要がある。
- 経済安全保障シンクタンクに係る議論について、内閣官房の国家安全保障局を司令塔として、自主的にうまく回るような仕組みが作られようとしていると理解しているが、この場で詳細な議論ができるような御説明を頂ければありがたい。
- データセキュリティについては、まだ議論が進んでいる状況と思う。特に、医療データ等がどのように利活用されていくのかという仕組みと、個人情報保護の観点について、十分に理解されているわけではないようであり、そういった議論ができるような仕組みを回していくことが重要。
- 基幹インフラについては、多様な観点、特に経済安全保障・国家安全保障の観点から、何が重要な基幹インフラなのかという議論も必要と思っており、今後の議論に期待したい。
- 経済安全保障推進法の成立から三年後の見直しであれば、三年経った現時点でのアウトカム評価が必要ではないか。実際に講じた措置により、日本の安全保障が高まったのかどうかという評価が必要である。外部環境も大きく変化している中で、評価は定性的あるいは総論的なものにならざるを得ない面はあると思うが、そういった評価が最終的な提言を行うに当たっては必要である。

とりわけ、データセキュリティとも関連するが、先ほども他の委員からあったように、規制措置に関しては、民間としては「面倒だから嫌だ」ということではなく、実際に自分たちが規制に従ったことにより安全保障が高まったと実感できることが大事である。これは今後の官民連携の鍵だと思っている。
- サプライチェーンについて、他の委員からも指摘があった、主務大臣の一本化ができないのかという点について、事務局からは、この法律だけの問題でないため難しいという説明があった。その上で申し上げると、最後に総理の役割として、「主務大臣が連携

して日頃から物資のサプライチェーンの状況を十分に把握するよう適切に指揮を執ることが重要」という文言があるが、「サプライチェーンの状況を十分に把握する」こと以上に、「特定重要物資の安定供給の確保に取り組むように」あるいは「特定重要物資の安定供給の確保につながるように」適切に指揮を執ることが大事であり、そのように記載するほうが適切ではないか。

- 基幹インフラの特定重要設備の選定に当たり、ベンダーの意見を十分に聴いてほしいということをお願いしてきた。今回の骨子にも反映されているが、重ねて願います。また、事前相談に関する記載については、事前相談は義務ではないということが分かるように表現を工夫していただきたい。「事前相談の実施を促進すべき」と記載しており、事務局としては「促進」であって「義務」ではないことを表現したつもりと思うが、もう少し分かりやすくしていただきたい。
  
- 海外事業展開については、今回、劣後出資を具体的な支援スキームとして打ち出していただき、それ自体には賛同するが、なぜ劣後出資が良いのかという判断に至った理由をもう少し書き込んだほうが、読み手にとって分かりやすいと思う。また、日本政府によるオフテイク契約のようなものを考えられないのかと申し上げてきたところ、現行法でも可能であるとの説明を事務局から受けているが、その辺りも今回お答えをいただき、他の委員と共有したい。さらに、「現地情報の提供等」という点について企業としてビジネスリスクは取っていかないとならないし、そのリスクをできるだけ低減するための方策として支援措置がある。他方、カントリーリスクは、個別企業では負いきれないため、その点について、現地情報の提供等政府の役割があると思う。その辺りも書き込んでいただけるとなお良い。
  
- シンクタンクについて、重要技術戦略研究所との一本化を主張してきているが、なぜ別組織としてスタートするのかという説明が一定程度必要と思う。その上で、できるだけ、可能な限り早く一本化するという方向性をより明示的に出していただきたい。
  
- データセキュリティについては、他の委員からも御指摘があったように、今から深掘りの議論をしていくと理解している。企業としては届出等の規制的な措置が導入されたとして、それが面倒だから嫌ということではなく、規制に従うことが目的の達成に効果があるのかどうか重要。例えて言えば、火事であれば「火の元」に注意すればよいが、この場合は特定の泥棒がある種の意図を持ってデータを取りに来るといった状況に等しい。狙って来る者に対して戸締まりばかり強調しても効果が薄い。そのため、誰がどのような手段で狙ってくるのかという情報を政府側で把握いただき、場合によっては政府

からインフォームしていただいて、その上で規制をするという方法も考えられるのではないか。具体的な手法については今後の議論と思うが、考え方はそういうことだと思っている。

- 他の委員から集团的経済安全保障のような考え方について紹介があったが、WTOやCPTTPにおいてそのような規定を設けてはどうかという提案を別途政府に対して行っているので、参考までに付言しておく。
- 提言骨子という形で整理いただいた事務局の御尽力に改めて感謝申し上げます。提言骨子について賛成した上で、今回、提言骨子という形で意見を求められ、その文章に即して意見を申し上げてきた。本日はそれを「概要」という形で提示され、御説明いただいたところであるが、今後、この文章を更に肉付けしていくフェーズにある中で、提言骨子の文章に即して説明いただきたかった。概要はあってもいいのだが、今は議論をどういうふうに昇華し整理していくかという重要な局面と思うので、そうしていただきたかった。
- 他の委員からもあったとおり、やはりレビューが非常に大事だと思う。この三年間、色々な御尽力をいただき、具体的な措置も前進してきていると思うが、例えば、今年に入ってから、特定国が軍民両用品の対日輸出規制の強化に踏み出した等、企業の対応には非常に限界があるということも改めて痛感している。政府の対応が不可欠であり、お願いしたいわけだが、そういった取組、そして長期的なことも視野に入れながら、これまでの経済安全保障推進法の政策の全体の実効性について、改めて包括的に評価をしていただきたい。そのことによって、経済界・産業界に限らず、広く国民の理解を得ながら、次のステップに進めていくことができるのではないか。よくウイングを広げ、明確に示していただくと良い。
- 総論としては、経済界・産業界の取組の円滑化を促す観点から、負担や戸惑いを軽減していただきたい。
- サプライチェーン強靱化の重要物資の供給に必要な役務を含めることについて。このことは非常に重要な前進であると考えているが、これは物資を起点として支援措置を広げるという整理をされており、その整理について概念の明確性という観点からも疑問なしとはしないが、改めて、事業者が取り組んでいく上で、しっかり責任を持ってやっていかなければならないと思う。同時に、政策として対応する行政サイドの責任の果たし方についても、具体的な対応を一層明らかにしていただく必要があるのではないか。  
例えば、光海底ケーブルについて、物資の生産を所管する大臣と役務を所管する大臣

が異なる。両者が連携して対応していくという方向性は示されているが、ある意味ではこれは霞が関の整理に過ぎず、事業者にとっては、どちらに相談し、どのように取組を具体化していくのかを考え始めたときに、縦割りの中で負担や戸惑いが生じることも否定できない。そのような負担や戸惑いを極力無くすためにも、本来であれば当然に、物資を起点として支援措置を広げるのであれば、物資の生産を所管する大臣に、主務大臣として責任を持って政策措置の対応を全うしていただきたい。そういう形で制度設計を明らかにしていただきたい。

更に申し上げますと、このように物資に紐づけた役務として捉えるのではなく、役務自身について安定提供の確保の徹底を図るという観点から、大きな視点に立った検討を継続して取り組んでいただきたい。

- データセキュリティについては、「守るべきデータは何か」ということが明確にすべき課題であることを、今後の具体的な議論の中で明らかにしていただきたい。事業者の声も聴きながら、慎重な検討をお願いしたい。

- 事前に事務局からお伺いした際にも、今後、提言に総論部分を盛り込む方向で準備しているとの説明があった。個々の部分には色々と記載いただいているが、総論部分について、いくつか盛り込んでいただきたい点がある。

前回申し上げたこととほぼ重なるが、今回、新たなカテゴリーの追加や既存カテゴリーの対象範囲の拡大という話がある中で、改めて経済安全保障の全体像を分かりやすく説明していくことが非常に重要。何人かの委員から御意見があったが、今回の措置について、これまでの取組の評価とそれを踏まえて、どのような点を改善していくのか、全体像を示して明確に説明いただきたい。

また、カテゴリーの増加や、関係省庁が複数に及ぶものが増える際、これも何人かの委員から御意見があったが、事業者側の負担が増えることのないよう、窓口の一元化や関係省庁間の連携によって、しっかり対応していただくことが重要。

加えて、いつも申し上げることで恐縮だが、中小企業やスタートアップをしっかりと取り込んでいくことが、本措置の実効性を上げることになると思っている。したがって、そうしたプレーヤーに対する配慮、支援等も含め、運用に当たっては留意いただきたい。

- 骨子の内容自体は、分科会で意見を述べてきた点が反映されている。ここ数か月、地政学リスクが更に高まっている状況で、産業界の経済安全保障に関する興味も高まっており、それに関する講演や会議を開いてくれという要望が増えている。他の委員の発言に近いが、これまでの実績として何が出てきているのかという点について、数字も含め、この骨子や提言に記載していただくと、講演や会議で説明しやすいと感じた。

- 産業界としては、地政学リスクの高まりの中で、サプライチェーン、その中にある16の特定重要物資の重要性も高まっていくであろうと理解している。サプライチェーンの強靱化についても、予算・件数のバランスを今後は増やしていく必要があると思う。また、日本の産業界はこれまでも、鉱物だけでなく、環境問題のRoHS指令のように、使用できない金属の代替材料を用いた技術の開発に尽力してきたところ、今後はそういった分野に対して力を入れていくことも考えていただきたい。海外事業の展開支援でももちろん構わないし、特定重要技術として、シンクタンクや官民協議会の中で検討いただいてもいいのだが、重要鉱物に関する懸念や重要性が高まっていると感じている。
  
- データセキュリティについて。経済安全保障や安全保障上懸念が高い情報のかなりの部分を、産業界、特に大手のIT・電気・通信系企業が持っていると思われるが、そのような企業というのは、官公庁よりも遥かに高い情報セキュリティ対応をしていると感じている。昨今、生成AIを使った攻撃も増えている中、安全保障上懸念が高い情報を持っている法人の中では、ソフトウェア系のスタートアップで特に懸念があると思う。スタートアップや中小企業でも、機微な情報を持っていると思われるところに対してはサポートを強化していただきたい。全体の状況を把握していただいた上で、そういう懸念の高い法人に対する情報提供や御説明をお願いしたい。
  
- 今回、サプライチェーン強靱化の中で、海底ケーブル敷設を「役務」として取り上げていただいたことは、非常に画期的なことと思う。その上で、今後、提言につなげていく中では、オールジャパンとしてどうするかということ念頭に置きながら考えていただくことが重要。

また、今回は敷設がフォーカスされているが、実際には、現在バルト海や台湾周辺で起きている事態を考えると、防護あるいは補修といった点も重要。船が切れたケーブルを修理することも必要であり、その点も可能であれば考慮いただきたい。
  
- さらに、インド太平洋地域にフォーカスするというのも可能であれば書き込んでいただきたい。つまり、日本を基軸として、日本から米国という東側はかなり広大な地域は太平洋として重要。日本を軸として西側、台湾、フィリピン、シンガポール、インド、インド洋とつながっていく広大な地域も、同様に日本の海底ケーブルにとっては重要な地域であり、もし可能であれば、南のほう、オーストラリアも考えなくてはならない。そういったインド太平洋にフォーカスしていくことも御考慮いただければと思う。
  
- 提言骨子については、皆様の御意見も反映されて分かりやすくなったし、これまでの議論をしっかりと反映していると思う。その上で、サプライチェーンに関して、年明けから様々な地政学リスクが変わってきている中で、色々な物資を指定しているが、ある

程度、優先順位付けをしておく必要があるのではないかと感じた。

- 医療の安定供給を維持するに当たり、管理がしやすいよう、例えば、データやフォーマットを統一するイニシアチブも併せて行わなければ、なかなか法律を実施していくのが難しくなると思う。しっかり関係省庁間の連携を図る必要がある。
- 海外事業について、新たにJBICの償還確実性ということが指摘されているが、JBICの取れないリスク、特にポリティカルリスクについては、例えば、NEXIの補完というようなことも考えてもよいのではないかなと思う。
- データセキュリティについて。これから議論を進めなければいけないと思うが、データセキュリティは、結果的には他の分野、特に基幹インフラ制度と深く関わってくる。どこまでがデータセキュリティで対処すべき問題なのか、どこまで他の法律で対処するのか。特に基幹インフラ役務の安定提供のところとの棲み分けと、基幹インフラ役務の安定供給を実行していくために必要なデータセキュリティが何なのかという点について、もう少し整理しないと、同様のものが二本立てで走ってしまう可能性を感じた。  
また、データセキュリティ関係に関しては、小さいところも含めてスタートアップが関与してきている。こういったスタートアップに対しては、積極的に政府側から働きかけないと、どのような規制・リスクに注意をしなければいけないのかということへの理解が進まない。スタートアップへの働きかけをしっかりと行っていただきたいと思う。
- シンクタンクについて。骨子を読むと非常に違和感があるのが、二つ組織を作るという点。まだできていないものの、できた暁には一本化するということが書いてある。しかし、有識者の立場からすれば、一本化すべきだと提言するのが一般的な考え方であり、政治向きにもそう思われるのではと思う。最近は行政改革という言葉はあまり流行らないが、二つ組織を作ると、総務・会計・人事といった部門に重複が生じる。  
研究機関とは別の経済安全保障シンクタンクでは、特にインテリジェンスが重視される。それは非常に良いことと思っている。昨年12月に開催された官民技術協力に関する検討会合（第6回）でも発言したが、研究セキュリティのデュー・ディリジェンスというのは、基本的に自己申告に尽きる。最終的にデュー・ディリジェンスを更に徹底しなければいけない場合において、一定のインテリジェンスを司るシンクタンクが、それについて担保、最終的なお墨付きを与えるといったこと、セキュリティ・クリアランスでは「一次審査」「二次審査」とよく言われるが、そういった点をシンクタンクに担わせるべき。  
いずれにしても、人材的な観点、また行政的なリソースという観点からも、有識者会議において、そもそもできる前から二つの組織を容認して、将来的には一本化すべきと

いうのは、逆にいうと「有識者会議は何をやっていたのか」と言われるのではないか。特に連立与党が行政改革という観点を主張している中で、「経済安全保障、焼け太り」といったことを言われかねないというのが正直な感想である。一本化について、どうしても出自の関係で二つ組織を作らざるを得ないということであれば仕方ないかもしれないが、一本化という方向を強く打ち出していくということが、有識者会議としての責任という意味でも重要ではないかと思っている。

繰り返しになるが、これは有識者の提言である。有識者は役所ではない。役所に任せておけば、基本的にはストーブパイプと言われるが、役所が一番良いと思うことが上がってきて、それがそのままということになる。そこから一步距離を置いた立場から、在るべき方向性を示すことが非常に重要。「将来的」というのは、役所の言葉では「やらない」ということ。シンクタンクの本一化をやるという方向を明確にする、更には一本化のためにどういったことをするのかといったことも、是非提言の中に書き込んでいただきたい。

- データセキュリティの関係について。他の委員の意見もあったが、経済安全保障政策がどの程度安全保障に役立つのかという視点が非常に重要。データセキュリティについても、経済安全保障の観点から意味がない規制は行うべきではない。特に、ビッグデータにも配慮するとともに、データセンターに対する投資が進めている中で、同盟国・同志国との関係でも我が国の規制が産業の発展を阻害することになってはならないということを強く認識すべき。最終的に、あまり上手ではない規制の仕方、例えば、重畳的な規制や「なぜこんなことまでやるのか」という懸念を生じさせないような法制を考えていくのだと思う。
  
- 今回、極めて短時間にもかかわらず、このような形で新しい経済安全保障推進法改正に関する提言の骨子（案）を作っていただいたことに、まずお礼を申し上げます。第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けた議論との関係について発言してきましたが、この点が概ね骨子案に組み込まれている点についても、併せてお礼を申し上げます。第7期科学技術・イノベーション基本計画は、基本計画の中で初めて「国家安全保障」という概念を研究開発の現場との関わりの中で取り上げたということ、「重要技術領域」というものを設定し、そこにおける安全保障の問題を説いているということという二点が重要だと考えている。その意味では、経済安全保障の法制度の検討の時期と、第7期科学技術・イノベーション基本計画の検討の時期が重なっていること、更には論ずべき点も大部分がオーバーラップしているという意味があるということを申し上げたい。
  
- この会議に出席してから、例えば、サプライチェーンの問題、重要物資の問題等を長らく見させていただいたが、適切にそれが特定されている。経済産業省が行っているフ

フレームワークの見事さだと思う。一方で、サプライチェーンも特定重要技術も同様に、従来の経済産業省のフレームワークでは踏み込めなかった研究開発については、将来的に大きな論点になるだろうという問題意識を新たにした。例えば、サプライチェーンについては、産業のサプライチェーンについては非常に見事に書かれている一方で、サプライチェーンの「川上の川上」に当たる研究開発との関係についても、やがて大きな問題になるのは明らかだ。これまでは文部科学省のフレームワークの中でしか議論できなかった問題に対して、安全保障の観点からどのように論じていくのか。具体的に言うと、産業のサプライチェーンのみならず「川上」におけるサイエンスの問題を、安全保障のフレームワークで語らなければいけない時が来る。そういうものも踏まえ、何らかの形で「川上」のサイエンスの問題まで行くということに触れていただけるとありがたい。特定重要技術についても同様であり、研究開発の「川上」まで踏み込んでいき、この部分に関するセキュリティ・クリアランスの考え方も作っていかなければいけないだろう。これは先ほど他の委員が述べたデュー・ディリジェンスの問題とも重なってくると思っている。

- シンクタンクについて。他の委員から「どうして最初に一本化しないのか」との議論があった。自分は間接的にかなり関わってきており、一本化の問題の難しさはよく分かっているものの、そこにいた有識者の一人として「なぜできなかったのか」と言われると、忸怩たるものがある。一本化する際の行政的なコスト、つまり最初から機構のような法人を作り、そこに専門家を集めてシンクタンクを作っていくことの行政的なコストが非常に高かったという印象を持っている。今回、RIETIに置くという一つの案が出ているが、これは新しい機構を作っていくという行政コストを払わなくとも、まずは進めることができるという考え方に基づくものと思う。我が国において、米国のようなFFRDCタイプの独立したシンクタンクを機構として作っていくことはやらなければいけないことであるとは思いますが、それを行政としてどこまで引き受けてやっていくのかということについて、改めてその難しさを感じた何年かであった。そのため「言うは易し、行うは難し」という組織的な難しさということがあったということは付言しておきたい。しかしながら、目指すべきは、早期において二つのシンクタンクの構造が一本化されていくことであるということは、骨子でも強く述べていく必要があると考えている。
- 経済安全保障という経産省を中心として出来上がってきた方向性と、これまで蔑ろにされていたというか、あまり手が行き届かなかった研究開発の現場にまで、安全保障あるいはセキュリティの問題をつなげていく努力が今後は必要になってくるということをお願いしたい。

- 提言骨子案については、個別にはまだ詰めるべきところはあると思うが、全体として、この会議でのこれまでの議論が反映されていると思うので、賛同したい。是非この方向で、早期に法改正が実現することを期待している。
- 他の委員からの御発言でも出てきたが、提言本体の総論部分は重要。特に、経済的威圧への対応の部分については、ある程度、我が国としての対応の方向性や考え方を出示しても良いのではないかと考えている。推進法においても、特にサプライチェーンの強靱化の部分で、経済的威圧への備えの対応をこれまでも行ってきており、また最近では、レアアースの輸出規制問題について、G7の財務相会合で国際的な協調体制に向けた取組もあると思う。

そのようなことも踏まえた上で、経済的威圧の防止や生じた場合の対処についての国際的な枠組みというようなものについて、我が国がリードする形で作っていくことがあっても良いと考えている。個別の経済的威圧については、既存の国際ルールに抵触する部分も当然あるが、経済的威圧それ自体を規制したり禁止したりするという条約等はないと認識しており、条約にするかどうかは別として、経済的威圧を防止するための一般的な国際的枠組みを、ある意味、集団的な経済安全保障という考え方から、我が国だけでなく多くの国と協調する形で図っていくというような考え方があっても良いのではないか。
- 骨子案については、基本的に、全て賛成したい。今後、提言にまとめていく過程で、また文章等を見せていただく際に、様々な議論ができればと思う。
- 経済安全保障の目的として、日本が優位性を獲得し、また、より自律性を高め、世界で不可欠な存在になる、強い存在になるというものがある。そのためには、日本はかつてそうであったように、「科学技術創造立国」に位置し続けなければならない。これに向けて、従来、安全保障や日本経済という観点から相対的に重視されてこなかった研究開発の部分を発展させようとしてきた三年間だったと思う。推進法の三年見直しにおいて、それがより精緻になされており、試行錯誤はあるとしてもシンクタンクが発展していくと期待する。経済安全保障向上のための様々な方策が日本の経済安全保障の向上に本当に役立っていたのだろうか、安全保障向上に役立っていたのだろうかという点についても、シンクタンクでその評価手法を見つけることができると思うことも含め、全体として良い方向に行っていると思う。
- 経済安全保障施策が融合の過程に進んでいると思うが、特に規制と支援が表裏になってくる状態が出てきている。特に、大企業というよりは中小企業、特にスタートアップで、高い技術を持っているが無防備な企業に対して、支援を行いつつ規制をかけてい

かなければならない。そのための事前協議の制度・枠組みは、今後の運用の過程で作られていくと思うが、協調と団結というのは日本が従来得意としてきたところ。これからも試行錯誤はあると思うが、うまくいくことを信じ、願っている。繰り返しになるが、骨子案の方向性について賛成したい。

#### (4) 事務局からの回答

- 委員から頂いたコメントのうち、骨子から提言をこれから作っていくという中で、「提言を書き込む際に反映させていただきたい」という点が多々あった。それらについてはしっかりと対応させていただく。
- 基幹インフラの医療の関係で幾つか御意見を頂いた。考え方として、基幹インフラに医療を追加することについて、特に医療DXの推進については、まさに厚労省も非常に積極的に取り組んでおり、2030年を目標に検討を進めていると聞いている。この医療DXを進めていくということは当然の上で、特に基幹インフラの対象となる事業者については、外部影響についてしっかりと見ていくというのが今回の措置であると考えている。
- 総論の部分についても骨子を示すべきという御意見を頂いた。提言の総論部分については、現在、これまでの議論を踏まえて検討中であり、ドラフトでき次第、委員に御確認いただきたい。基本的な考え方として、三年見直しという意味で、アウトカム評価というこれまでのレビューをするということの必要性はおっしゃるとおり。今回の各分野の骨子の中でも、これまでどういう取組をしてきたかということ、定性的あるいは数値的な面で書いているが、総論の中でもしっかりと書き込んでいきたい。
- 何人かの委員から御意見があった、規制措置について。それが面倒という話ではなく、経済安全保障の観点からの政策に取り組んでいくということが企業や民間事業者にとってむしろポジティブなものになる、これは経済安全保障というものが実現できるという抽象的な部分だけではなく、ビジネスの展開という意味においてもポジティブなものとして評価されるべきという点は、御指摘のとおりだと思っている。そういった御議論をこれまでしていただいていると思っており、非常に重要な点と承知している。
- 基幹インフラの運用改善に関して委員から御意見のあった、事前相談が義務ではないということを明確化したほうがいいのではないかとこの点については、今の骨子の文言には工夫の余地があると思うため、対応させていただく。
- サプライチェーン強靱化及び海外事業の展開支援について、ほとんどの御指摘については、今後、提言本文において対応したいと思うが、海外事業の展開支援において日

本政府によるオフテイク契約について御質問があった。

基本的に、今回支援しようとしている海外事業において、日本政府がオフテイカー、直接の物資や役務の引取り手や需要家になることはあまりないのではないかと考えている。海外事業の想定例として、海外の港における船の燃料バンカリングがあるが、これはまさに他の船に対する燃料の供給であり、データセンターの例も外国におけるデータセンターであって民間需要等に使われるものである。また、港湾の整備は、船のオペレーター等が使うものであり、衛星通信等についても、結局は民間が使うものとなるため、日本政府そのものがオフテイカーとして直接引取り手になることはあまりないのではないかと考えている。

他方、仮に何らかの海外での経済安全保障上重要な物資であって、国自らがそれを需要家として引き取らなければならないものがある場合には、経済安全保障推進法第44条に、特定事業物資における国自ら講じる措置という規定がある。本規定に基づき、要件も踏まえて、特別な特定重要物資として指定し、国自ら行う措置の一環として、国が自らオフテイカーとなりそれを引き取るということはある。このような観点で、現行法でも対応できるようになっている。

- 委員から、今回の冒頭、骨子の概要を使って説明したが、骨子そのものを使って説明いただいたほうがよかったのではないかと御指摘を頂いた。時間的な問題もあり、なるべく委員に意見を言うていただく時間を取っていただきたいという発想から、事務局からの説明を簡潔にという発想で行ったものだが、今後工夫が必要と考えている。
- 総論部分については、多くの委員から御指摘を頂いているため、委員の皆様には早急に御覧いただくべく、準備を進めてまいらる。
- 今後、提言の中で書き込んでいくべき話もあろうかと思うし、その後、改正法案の成立後に基本指針等を策定していく中で、更には運用していく中で、工夫すべき点、あるいは考慮すべき点といった観点からの御指摘も多々頂いたとされている。更に言えば、データセキュリティに関しては、今後の検討の方向性について御指摘もあったかとされている。頂いた御意見を真摯に受け止め、まずは提言を作っていく中で、その先についてもしっかり対応していきたいというコメントを頂いたとされている。
- サプライチェーン強靱化に関して、委員から、行政の縦割りの問題を御指摘いただいた。主務官庁の制度については、それぞれの業を所管している官庁が主務として行う必要があるため、新たに役務の提供に関する事業を対象とする場合、主務官庁は追加・共管されることになる。御指摘いただいているとおり、省庁間の連携をしっかりと行うことが重要と考えており、光海底ケーブルについても、光海底ケーブルの生産が経済産業省、

その敷設の役務が総務省と分かれているが、経産省及び総務省の担当と一緒に内閣府への説明・相談等を行っている。引き続き連携を強化していきたい。

- サプライチェーン強靱化に関して、特定重要物資としての供給確保計画の認定件数が、重要鉱物は他の物資と比較して少ないのではないかという御指摘を頂いた。現在、135件の供給確保計画を認定している中で、このうち重要鉱物は6件であるが、今は「産みの苦しみ」のような面もあり、既に認定した案件以外にも認定に向けて取り組んでいるものがそれなりの数ある。ただ、他の物資であると、日本の企業が工場設備投資を行う案件が多い一方で、重要鉱物の場合は、外国での鉱山開発など相手がいる案件が多いため、案件形成までに時間がかかっている。
- 経済的威圧というものが非常に目立つようになり、経済政策の武器化というものが行われている。これはまさに今回の検討の背景として位置付け、議論を進めていただいたところだが、それが特にこの直近、非常に目立つ形になってきているという現実がある。これに対して、どう対処していくのかということは、一つの論点として長らく議論していること。サプライチェーンの強靱化というのが一つの道だろうと思うし、それから、「集団的な」という表現も委員からあったが、同志国との連携も重要。これは、経済安全保障上重要な海外事業の展開支援、また、まさにこの機能を担っていくであろうシンクタンクの運用という中で、海外の関係機関・シンクタンクとの連携・協働といった点についても、ポイントとして触れている。シンクタンクの役割として、我が国の問題意識を共有していく。単なるシンクタンクのスキル、技術的などころだけではなくて、問題意識自体を共有するという役割もシンクタンクに期待されるということで、こういった機能を果たしてもらおうということも考えてシンクタンクを創設する。そういった形で、同志国・同盟国と集団的な安全保障を進めていくということにも資すると考えている。
- シンクタンクについて複数の委員から御意見を頂いた。別々のものとしてスタートはするが、しっかり連携すべき、役割分担をしっかりと、まずはスタートする。ただ、人材・資金を最大限有効に活用すべき、という問題意識も頂いた上で、「将来的には一本化すべき」という書き方を、提言骨子案の中ではさせていただいている。
- データについて、経済安全保障の観点や産業の発展を阻害しないようにということ、重疊的な規制にすべきでないといったような御意見、それぞれごもっともと思う。事務局でもしっかりと意見を受け止め、検討を引き続き行っていきたい。
- 経済安全保障の取組の中で、サプライチェーンに係る取組とその上流にある特定重

要技術に係る取組をしっかりと連携していくべき、という御意見があったが、まさに御指摘のとおりと思っている。現行のK programの中でも、重要鉱物のサプライチェーンを埋めるような先端技術等を開発しているが、このような取組を更に進めるため、別途、本有識者会議で「経済安全保障上の重要技術領域」についても御議論いただいているところ。

「経済安全保障上の重要技術領域」については、第7期科学技術・イノベーション基本計画で設定される「重要技術領域」と連動しつつ、重要鉱物等、経済安全保障の観点で重要なサプライチェーンに貢献できるような技術も含む形となるよう、引き続き御議論いただきたい。

今後、シンクタンクや官民協議会において、物資に付随した技術の観点を含めて御議論いただくこともあるかと思う。引き続きサプライチェーンに係る取組と特定重要技術に係る取組の連携を進めていきたい。

- 本日は、委員の皆様から様々な御意見をいただき感謝。頂いた御意見を踏まえ、提言をどのように作っていくかよく検討させていただき、また御相談をさせていただければと思う。

多くの御意見を頂いたが、一つ申し上げたいのは、現行の経済安全保障推進法の第5条には、経済安全保障推進法による規制措置の実施に当たっての留意事項という記載が明確にある。経済活動に与える影響を考慮して、安全保障を確保するために合理的に必要と認められる限度において行うべしということが条文上に記載があり、これを我々は念頭に置いている。なぜこれを申し上げているかというと、まさに委員の皆様からいただいた、民間の事業者研究者の様々な負担といったものについてよく考えるべきとの御指摘について。我々としては、例えば、データセキュリティについての在り方を検討する際に、今ある条文の考え方に基づいて議論を検討していくのは当然のことであり、この点をまず考えたいと思っている。

- シンクタンクに関しても御意見を頂いているが、様々な経緯があった。今回、シンクタンクに関しては、オール政府で取り組めるように、という形で提言いただいている。RIETI内に設置することが適切と書いてはいるが、政府全体の取組とすべきだとも書いてあり、それが実現できるように、法律の根拠も置いていこうと考えている。この経済安全保障シンクタンクは政府の検討要請も踏まえて動いていくシンクタンクだが、政府の外にある組織という形で創設していこうと思っている。それとは別に、当然のことながら民間には様々なシンクタンクがあり、それに対して政府は調査研究の依頼をすることができる。そうすると、単純に様々なテーマについて、政府から調査研究の依頼をしていく組織が既にあり、そのような存在と、今回、法律上の根拠を踏まえて作っていこうというものは、そういう意味においては性質が違うということは申し上げたい。

ただ、特に御指摘があった一本化に向けた話については、どういう形ができるのかということは、検討していきたいと考えている。

(5) 小野田大臣閉会挨拶

- ・ 委員の皆様には、本日も活発な御議論を頂き、誠に感謝申し上げます。
- ・ 経済安全保障推進法の改正に向け、総理から御指示を頂いた11月以降、委員の皆様には、2回の全体会議、そして2回の検討会合において、専門的見地から、様々な御意見を賜った。  
日程の都合上、なかなか会議に通して出席することは叶わなかったが、議事要旨に全て目を通し、要点について事務方からも報告を受け、法改正の在り方について検討を進めてきた。本日は委員の皆様からの御意見を直接拝聴することができ、非常にうれしく思う。
- ・ 今回は、これまでに御議論いただいた内容を、提言骨子という形で総括していただいた。政府としては、この提言骨子を検討の軸として、また推進力として活用しながら、経済安全保障推進法の改正に向けての準備を一層進めてまいり。
- ・ また、今後、提言骨子に基づき、有識者会議からの提言を取りまとめていただく。委員の皆様には引き続き、経済安全保障の更なる推進に向けて、御意見を賜れば幸いです。
- ・ 今日の議論を伺っていても、短期間でいろいろ話し合っていた中で、まだまだ委員の皆様からの、「ここも入れたほうがいいのではないか」等、御不安な点や御懸念を重々聞かせていただいた。私としても、今日の先生方の御意見をしっかりと受け止め、事務方と話していきたい。引き続き、御指導をよろしくお願い申し上げます。